

**改正**

平成9年3月27日条例第4号

平成10年3月23日条例第11号

平成11年3月26日条例第7号

平成12年3月28日条例第14号

平成12年12月25日条例第41号

平成13年3月29日条例第14号

平成14年12月27日条例第32号

平成18年12月27日条例第24号

平成20年3月26日条例第10号

平成22年3月23日条例第3号

平成23年3月28日条例第9号

平成28年12月20日条例第28号

平成30年3月27日条例第9号

小矢部市子ども医療費の助成に関する条例

小矢部市乳児医療費の助成に関する条例（昭和49年小矢部市条例第16号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この条例は、子どもの医療費の一部を保護者に助成することにより、子どもの健康管理と適正な医療の確保を図り、もって子どもの保健の向上と福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において「子ども」とは、乳児、幼児及び小中学生をいう。

2 この条例において「乳児」とは、満1歳に満たない者をいう。

3 この条例において「幼児」とは、満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

4 この条例において「小中学生」とは、小学校就学の始期から中学校卒業の日の属する月の末日までの間にある者をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権者、後見人その他の者で現に子どもを監護するものをいう。

6 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

7 この条例において「医療費」とは、医療保険各法の規定による医療に関する給付（療養の給付その他規則で定める給付に限る。）をいう。

8 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関、保険薬局その他規則で定めるものをいう。

9 この条例において「共済組合」とは、第7項第4号及び第6号に掲げる法律に基づき組織された共済組合をいう。

10 この条例において「事業団」とは、日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）に基づき組織された事業団をいう。

（助成）

**第3条** 市長は、小矢部市に住所を有するこどもであつて、医療保険各法の規定による被扶養者又は被保険者であるもの（以下「対象者」という。）が医療を受ける場合、その保護者に対し、当該医療に係る医療費の一部を助成するものとする。ただし、対象者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているときは、この限りでない。

（助成額）

**第4条** 前条の規定に基づき市長がこどもの保護者に対して助成する額は、当該こどもに係る医療費の額から次に掲げる額を控除した額とする。

- (1) 医療保険各法の規定により保険者、共済組合又は事業団の負担する額
- (2) 前号に掲げる保険者、共済組合又は事業団が保険給付にあわせて、これに準ずる給付を行う旨の定めをした場合は、その規定に基づき給付を受けることができる額
- (3) 他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることのできる場合は、その額
- (4) 市が掛金の全部又は一部を負担する災害共済等の給付を受けることができる場合は、その額

（助成の対象となる期間）

**第5条** こどもに係る医療費の助成の対象となる期間は、出生の日から中学校卒業の日の属する月の末日までとする。

(助成の方法)

**第6条** 乳児に係る医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによって行う。ただし、富山県外の保険医療機関等（別に市長が契約した保険医療機関を除く。）で医療を受けた場合には、当該乳児の保護者に支払うものとする。

2 幼児及び小中学生に係る医療費の助成は、保険医療機関等で医療費を支払った当該幼児及び小中学生の保護者に助成する額を支払うことによって行う。ただし、小矢部市、高岡市、氷見市、砺波市、南砺市及び射水市内の保険医療機関等（別に市長が契約した保険医療機関等を含む。）で医療を受けた場合には、助成する額を保険医療機関等に支払うことによって行う。

(助成金の支給制限)

**第7条** 市長は、対象者又はその保護者が対象者の疾病又は負傷について、損害賠償を受けたときは、その額の範囲内において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(助成金の返還)

**第8条** 市長は、詐欺その他の不正行為により、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

**第9条** 保護者は、この条例に基づく医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(規則への委任)

**第10条** この条例の施行に関し必要事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日条例第4号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月23日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月26日条例第7号）

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前までに診療を受けた3歳未満の幼児の保護者に対して助成する額については、なお従前の例による。

**附 則** (平成12年3月28日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前までの診療分については、なお従前の例による。

**附 則** (平成12年12月25日条例第41号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

**附 則** (平成13年3月29日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前までに通院に係る診療を受けた満5歳未満の幼児の保護者及び入院に係る診療を受けた満6歳未満の幼児の保護者に対して助成する額については、なお従前の例による。

**附 則** (平成14年12月27日条例第32号)

この条例は、平成15年1月1日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

**附 則** (平成18年12月27日条例第24号)

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

**附 則** (平成20年3月26日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定の施行の前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 市長は、第2条の規定の施行の前においても、同条の規定による改正後の小矢部市こども医

療費の助成に関する条例第3条第2号に掲げる事由の確認等に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

**附 則**（平成22年3月23日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成23年3月28日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年12月20日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に係る医療費の助成の方法については、なお従前の例による。

**附 則**（平成30年3月27日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小矢部市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療について適用し、施行日前に受けた医療については、なお従前の例による。